

食安監発第0916001号
平成20年9月16日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長

非食用事故米穀の不正流通に関する情報について

標記については「非食用の事故米穀の不正流通について」（平成20年9月5日付け食安監発第0905005号）及び「非食用の事故米穀の不正流通に関する情報について」（平成20年9月12日付け事務連絡）により、関係事業者等への指導及び報道機関等に対して情報提供を行った際の報告をお願いしたところですが、下記の事項について改めて徹底されるようお願いいたします。

なお、本日、別添のとおり農林水産省から当該事案に関する調査結果の中間報告について公表した旨、連絡がありましたので業務の参考として送付します。

記

- 1 食用として転売された非食用事故米穀の流通先が確認された場合、関係事業者名等関係情報を速やかに公表すること。
- 2 プレスリリース等公表した情報は直ちに厚生労働省に報告すること（可能な限り午後5時までに公表を行うこと）。
- 3 調査にあたっては調査情報の共有等、地方農政局及び農政事務所と連携を図ること。